

令和 8 年第 3 回区議会定例会提出予定案件

一 議 案

- 1 令和 8 年度東京都板橋区一般会計補正予算(第 2 号)
- 2 令和 8 年度東京都板橋区介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 3 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報情報の取扱いに関する条例の一部を改正する条例
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の施行に伴い、規定を整備する。)
- 4 東京都板橋区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会における選挙長及び選挙立会人の報酬の額を定める。)
- 5 東京都板橋区公契約条例
(公契約における基本方針等を定め、適正な労働環境を整備し、人材を確保することで、適正な履行及び良好な品質を実現し、地域経済の活性化及び区民の福祉の増進を図るため、条例を制定する。)
- 6 東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例
(印鑑登録の申請の本人確認に係る規定を改め、特定在留カード及び特定特別永住者証明書に関する規定を加えるほか、所要の規定整備をする。)
- 7 東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を加える。)

- 8 東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(内閣府令の改正に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を加え、保育士の数に関する基準を改めるほか、所要の規定整備をする。)
- 9 東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を加える。)
- 10 東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(主務省令の改正に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を設け、配置するよう努めなければならない職員の種別に主務養護教諭を加える。)
- 11 東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を加えるほか、所要の規定整備をする。)
- 12 東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を加えるほか、所要の規定整備をする。)

- 13 東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を加えるほか、所要の規定整備をする。)
- 14 自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例
(区営自転車駐車場 1 か所を新設する。)
- 15 東京都板橋区議会議員及び東京都板橋区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
(公職選挙法施行令の改正に伴い、東京都板橋区議会議員及び東京都板橋区長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改める。)
- 16 荒川戸田橋陸上競技場改修工事請負契約
(スポーツ施設株式会社、3 億 3, 0 0 0 万円
契約金額の予定価格に対する割合 9 2. 0 9 %、工期：令和 9 年 6 月 7 日まで)
- 17 板橋区立天津わかしお学校外 1 施設外壁改修その他工事請負契約
(株式会社勇建設、1 億 7, 8 7 5 万円
契約金額の予定価格に対する割合 9 8. 1 5 %、工期：令和 9 年 9 月 3 0 日まで)
- 18 災害救助物資（簡易ベッド）の買入れについて
(加賀屋産業株式会社、1 億 5, 4 8 8 万円
納入期限：令和 9 年 3 月 1 2 日まで)
- 19 板橋区立上板橋第一中学校一般備品及び消耗品の買入れについて
(株式会社日本ホップス、1 億 1 9 1 万 5, 0 0 0 円
納入期限：令和 9 年 3 月 2 6 日まで)

- 20 板橋区立上板橋第一中学校給食用物品の買入れについて
(株式会社ブロス、7, 304万4, 400円
納入期限：令和9年3月26日まで)
- 21 上板橋駅東第2自転車駐車場の指定管理者の指定について
(芝園開発株式会社、令和8年11月1日から令和10年3月31日まで)

二 決 算

- 1 令和7年度東京都板橋区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和7年度東京都板橋区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和7年度東京都板橋区介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 4 令和7年度東京都板橋区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和7年度東京都板橋区東武東上線連続立体化事業特別会計歳入歳出決算

令和8年度補正予算（第2号）概要

1 今回の補正の基本的な考え方

- （１）緊急性または必要性の高い事業に要する経費
- （２）既定施策において、今後の執行にあたり、効果の著しい向上が見込める
及び重大な支障をきたす事業に要する経費
- （３）国・都支出金等返還金
- （４）基金への積立金

2 一般会計（第2号）

（1）歳入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	主な財源	
14 国庫支出金	69,506,889	6,592	69,513,481	地域住宅交付金	6,592
15 都支出金	30,703,858	265,687	30,969,545	民生委員協議会費負担金	127,440
				保育所等物価高騰緊急対策事業費補助金	119,718
				町会・自治会加入促進事業費負担金	9,984
				高齢者のデジタルデバйд解消支援事業費補助金	8,545
19 繰越金	2,000,000	9,390,654	11,390,654		
20 諸収入	8,203,853	67	8,203,920	厚生年金保険料納付金	64
				雇用保険料納付金	3
歳入合計	305,335,000	9,663,000	314,998,000		

(2)歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	主な事業名	
2 総 務 費	28,639,291	307,235	28,946,526	過誤納還付金	134,500
				文化会館運営経費	80,611
3 福 祉 費	160,807,471	2,840,170	163,647,641	国・都支出金返還金	2,544,371
				民生委員経費	121,908
				私立保育所保育運営経費	101,942
4 衛 生 費	10,116,524	32,754	10,149,278	国・都支出金返還金	32,754
6 産 業 経 済 費	4,236,653	55,741	4,292,394	経営支援経費	54,350
7 土 木 費	38,937,100	22,250	38,959,350	住宅マスタープラン推進経費	12,636
8 教 育 費	46,991,007	337,970	47,328,977	国・都支出金返還金	305,792
				八ヶ岳荘運営経費	24,944
10 諸 支 出 金	722,409	6,066,880	6,789,289	財政調整基金積立金	6,066,880
歳出合計	305,335,000	9,663,000	314,998,000		

※参 考

(単位:千円)

	1号補正後 残高	2号補正	2号補正後 残高
財政調整基金	43,350,959	6,066,880	49,417,839

3 特別会計(介護第1号)

	補正前の額	補正額	計	
国民健康保険 事業特別会計	53,480,000	0	53,480,000	
介護保険事業 特別会計	48,416,000	600,677	49,016,677	国・都支出金等返還金
後期高齢者医療 事業特別会計	16,050,000	0	16,050,000	
東武東上線連続 立体化事業特別会計	593,000	0	593,000	
特別会計合計	118,539,000	600,677	119,139,677	

4 債務負担行為

No.	事項	期間	限度額
1	文化会館 音響設備更新等委託	令和9年度	92,647千円
2	企業活性化センター 照明設備交換委託	令和9年度	27,427千円
3	小・中学校 移動教室バス運行委託	令和9年度	307,243千円
4	赤塚小学校 赤長寿命化改修工事	令和9年度	176,220千円
5	志村小学校・志村第四中学校 改築工事	令和9年度～令和11年度	1,032,427千円
6	旧粕谷家住宅 改修設計	令和9年度	6,564千円

5 債務負担行為補正

No.	事項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
1	産業融資に伴う利子補給	令和9年度 ～ 令和13年度	金融機関が貸付した元金残高の3%以内の利子補給相当額	令和9年度 ～ 令和13年度	金融機関が貸付した元金残高の4%以内の利子補給相当額
2	上板橋第一中学校改築工事	令和9年度	923,626千円	令和9年度	1,171,638千円
3	上板橋第一中学校改築工事 工事管理業務委託	令和9年度	91,000千円	令和9年度	115,580千円

令和8年度一般会計補正予算（第2号）事項別一覧

（単位：千円）

No.	款	事業名 【予算事業名】	事業内容	所管	補正額 (特定財源)
1. 緊急または必要性の高い事業に要する経費					
1	総務費	創造都市推進に向けたアーカイブの制作 【創造都市推進事業経費】	区の創造都市の取り組みをアーカイブ化し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟審査に向けて、国内外への発信を行うための専用サイトを構築することなどにより、創造都市推進を加速する。	創造都市デザイン課	30,148 (0)
2	総務費	町会・自治会加入促進事業 【コミュニティ意識啓発経費】	町会・自治会の加入を促進するため、東京都との共同事業を実施する。 ・販促物（パンフレット等）の作成 ・イベントにおけるアンケートの実施 ・加入促進イベントの企画募集	地域振興課	9,984 (9,984)
3	福祉費	民生委員・児童委員生活活動費改定 【民生委員経費】	都が民生委員・児童委員の活動費を月額1万円から3万円に増額したことを踏まえ、区の民生委員・児童委員の活動費を改定するために、必要な経費を計上する。 【改定内容】区代表会長18,000円→40,000円、区代表副会長12,000円→38,000円、会長12,000円→35,000円、一般委員11,000円→30,000円	福祉総務課	121,908 (127,440)
4	福祉費	高齢者向けスマートフォン購入費助成事業 【会計年度任用職員経費・事務諸経費】	高齢者のデジタルデバインド解消に向け、65歳以上の区民に対し、スマートフォン購入費を助成（上限3万円）するため、必要な経費を計上する。 会計年度任用職員経費 899千円 事務費 213千円 補助金 7,500千円（3万円×250件）	高齢政策課	8,612 (8,612)
5	福祉費	保育施設の物価高騰対策支援金 【私立保育所運営経費ほか6事業】	物価高の影響を価格転嫁できない保育所等の保育の質を安定させるために支給している物価高対策支援金を、令和9年3月まで延長するために、必要な経費を計上する。 児童一人あたり10,800円×12,033人＝129,956,400円 支給月 令和8年7月から令和9年3月まで	保育運営課・保育サービス課	129,961 (119,718)
6	産業経済費	産業融資利子補給制度の拡充 【経営支援経費】	急激な金利上昇による当初予算編成時との差分を増額補正するとともに、区内事業者の資金繰り悪化の緩和のため、産業融資の一部の利子補給割合を10月から引き上げるために必要な経費を計上する。	産業振興課	54,350 (0)
7	総務費 福祉費 産業経済費 教育費	施設維持改修工事等 【文化会館運営経費・体育施設運営経費ほか】	区施設の安全性の確保等のため、必要な経費を計上する。 総務費 : 132,603千円（文化会館運営経費等） 福祉費 : 35,318千円（福祉園運営経費等） 産業経済費 : 1,391千円（赤塚庁舎維持管理経費） 教育費 : 32,178千円（八ヶ岳荘運営経費等）	予算書参照	201,490 (0)

No.	款	事業名 【予算事業名】	事業内容	所管	補正額 (特定財源)
2. 既定施策において、今後の執行にあたり、効果の著しい向上が見込める 及び重大な支障をきたす事業に要する経費					
8	総務費	住民税等の過誤納還付金 【過誤納還付金】	想定以上の過誤納還付金の支出により、経費の不足が見込まれるため増額補正する。 年間見込額356,000千円-既定予算額221,500千円	納税課	134,500 (0)
9	土木費	子育て世帯に対する 各種住宅支援 【住宅マスタープラン 推進経費】	今年度より開始した「子育て世帯住宅リフォーム支援」及び「多世代近居・隣居転居支援」制度において当初の想定を上回る申請が見込まれるため増額補正する。 (リフォーム支援) 年間見込額7,704千円-既定予算額5,000千円 (近居・隣居) 年間見込額19,932千円-既定予算額10,000千円	住宅政策課	12,636 (5,685)
10	土木費	西台三丁目アパート 外壁改修工事 【住宅管理経費】	中東情勢、原油価格高騰等の影響により、工事経費の上昇が見込まれるため増額補正する。 年間見込額154,660千円-既定予算額145,046千円	住宅政策課	9,614 (907)
3. 国・都支出金返還金					
11	福祉費	国・都支出金返還金 【国・都支出金返還金】	生活保護費国庫負担金返還金、保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金返還金ほか 国庫支出金返還金：1,546,780千円 都支出金返還金：997,591千円	介護保険課・福祉総務課 ほか 9課	2,544,371 (0)
12	衛生費	国・都支出金返還金 【国・都支出金返還金】	新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金返還金、带状疱疹ワクチン任意接種事業費補助金返還金ほか 国庫支出金返還金：21,622千円 都支出金返還金：11,132千円	健康推進課・予防対策課	32,754 (0)
13	教育費	国・都支出金返還金 【国・都支出金返還金】	多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金返還金、就学前教育・保育施設整備交付金返還金ほか 国庫支出金返還金：98,978千円 都支出金返還金：206,814千円	学務課	305,792 (0)
4. 基金への積立金					
14	諸支出金	財政調整基金積立金 【財政調整基金積立金】		財政課	6,066,880 (0)
合計					9,663,000 (272,346)

※令和8年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）事項別一覧

No.	款	事業名 【予算事業名】	事業内容	所管	補正額 (特定財源)
1	諸支出金	国・都支出金等返還金 【国・都支出金等返還金】	介護給付費国庫負担金返還金、介護給付費都負担金返還金ほか 国庫支出金返還金：389,888千円 都支出金返還金：72,567千円 支払基金返還金：138,222千円	高齢政策課 介護保険課	600,677 (0)

議案第 86 号

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 12 条第 1 項の規定
により提出する。

令和 8 年 9 月 18 日

提出者 板橋区議会議員

五十嵐 やす子

小 柳 しげる

小 野 ゆりこ

大 森 大

石 川 すみえ

山 内 え り

大 野 ゆ か

井 上 温 子

荒 川 な お

いわい 桐 子

小 林 おとみ

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例（昭和３５年板橋区条例第
１号）の一部を次のように改正する。

題名中「板橋区長等」を「板橋区副区長及び教育委員会教育長」に改
める。

第１条中「、区長」を削り、「区長等」を「副区長等」に改める。

第２条中「区長等」を「副区長等」に改める。

第３条の表を次のように改める。

副区長	勤続期間１年につき	１００分の３１０
-----	-----------	----------

教育長	同	１００分の２４０
-----	---	----------

付 則

１ この条例は、公布の日から施行する。

（東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

２ 東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例（平成３年板橋区条例
第３５号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項中「板橋区長等」を「板橋区副区長及び教育委員会教育
長」に、「区長等」を「副区長等」に、「副区長 同」を「副区長
勤続期間１年につき」に、「常勤の監査委員 同」を「常勤の監査委員
勤続期間１年につき」に改める。

（提案理由）

退職手当制度の適正化を図る必要があるため。

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例 新旧対照表

新	旧															
○東京都<u>板橋区副区長及び教育委員会教育長</u>の退職手当に関する条例 昭和 35 年 3 月 25 日東京都板橋区条例第 1 号 (目的) 第 1 条 この条例は<u> </u>、副区長及び教育委員会教育長（以下「<u>副区長等</u>」という。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。 (退職手当の支給) 第 2 条 退職手当は、<u>副区長等</u>が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。<u>副区長等</u>が任期満了により退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び<u>副区長等</u>に就職したときも、また同様とする。 (普通退職の場合の退職手当の額) 第 3 条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td><u>副区長</u></td><td><u>勤続期間 1 年につき</u></td><td><u>100 分の 310</u></td></tr><tr><td><u>教育長</u></td><td><u>同</u></td><td><u>100 分の 240</u></td></tr></table> 以下略	<u>副区長</u>	<u>勤続期間 1 年につき</u>	<u>100 分の 310</u>	<u>教育長</u>	<u>同</u>	<u>100 分の 240</u>	○東京都<u>板橋区長等</u>の退職手当に関する条例 昭和 35 年 3 月 25 日東京都板橋区条例第 1 号 (目的) 第 1 条 この条例は、<u>区長、副区長</u>及び教育委員会教育長（以下「<u>区長等</u>」という。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。 (退職手当の支給) 第 2 条 退職手当は、<u>区長等</u>が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。<u>区長等</u>が任期満了により退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び<u>区長等</u>に就職したときも、また同様とする。 (普通退職の場合の退職手当の額) 第 3 条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td><u>区長</u></td><td><u>勤続期間 1 年につき</u></td><td><u>100 分の 450</u></td></tr><tr><td><u>副区長</u></td><td><u>同</u></td><td><u>100 分の 310</u></td></tr><tr><td><u>教育長</u></td><td><u>同</u></td><td><u>100 分の 240</u></td></tr></table> 以下略	<u>区長</u>	<u>勤続期間 1 年につき</u>	<u>100 分の 450</u>	<u>副区長</u>	<u>同</u>	<u>100 分の 310</u>	<u>教育長</u>	<u>同</u>	<u>100 分の 240</u>
<u>副区長</u>	<u>勤続期間 1 年につき</u>	<u>100 分の 310</u>														
<u>教育長</u>	<u>同</u>	<u>100 分の 240</u>														
<u>区長</u>	<u>勤続期間 1 年につき</u>	<u>100 分の 450</u>														
<u>副区長</u>	<u>同</u>	<u>100 分の 310</u>														
<u>教育長</u>	<u>同</u>	<u>100 分の 240</u>														

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第2項関係
(東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の改正)

○東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例

平成3年7月8日東京都板橋区条例第35号

第1条～第4条 略

(支給方法等)

第5条 略

2・3 略

4 東京都板橋区副区長及び教育委員会教育長の退職手当に関する条例(昭和35年板橋区条例第1号)第2条から第6条までの規定は、常勤の監査委員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第2条中「副区長等」とあるのは「常勤の監査委員」と、同条例第3条の表中「副区長勤続期間1年につき 100分の310」とあるのは「常勤の監査委員 勤続期間1年につき 100分の200」と読み替えるものとする。

以下略

○東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例

平成3年7月8日東京都板橋区条例第35号

第1条～第4条 略

(支給方法等)

第5条 略

2・3 略

4 東京都板橋区長等 _____ の退職手当に関する条例(昭和35年板橋区条例第1号)第2条から第6条までの規定は、常勤の監査委員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第2条中「区長等」とあるのは「常勤の監査委員」と、同条例第3条の表中「副区長同 _____ 100分の310」とあるのは「常勤の監査委員 同 _____ 100分の200」と読み替えるものとする。

以下略